平成２６年度「しまね青少年育成モデル活動支援事業」補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　青少年育成島根県民会議（以下｢県民会議｣という｡)の交付する「しまね青少年育成モデル活動支援事業」補助金については、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、青少年の健やかな成長を支えるため、市町村民会議、公民館及び各種団体（以下「補助団体」という。）が行う、青少年健全育成に関する特色ある活動に必要な経費に対して一部または全額の補助を行い、また、その成果を県内に広報することで、青少年を育む地域活動の普及・啓発を図ることを目的とする。

（補助の対象及び補助額等）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

（１）市町村民会議モデル活動支援事業

　　　市町村民会議の活性化のため、それぞれの市町村民会議の独自性を活かしたモ

デル事業に対する助成。

（２）「しまね家庭の日」・「地域力向上」モデル活動支援事業

県民会議の重点運動である「しまね家庭の日」及び「大人が変われば子どもも

変わる」運動に関わるモデル活動に対する助成。

対象事業

（ア）「しまね家庭の日」に各団体・公民館等が行う親子活動の事業

（イ）青少年が自主的に行うモラル向上運動や社会貢献活動

（ウ）大人が行うモラル啓発活動・「大人が変われば子どもも変わる」運動

（３）青少年育成アドバイザー連絡協議会モデル活動支援事業

　　 島根県青少年育成アドバイザー連絡協議会が実施するモデル活動（研修会等）

に係る経費への助成。

なお、いずれの事業についても、新規の取組みに限ることとする。

また、申請額が５万円に満たない活動は対象外とする。

２　事業を推進するにあたって必要な経費のうち、補助金交付の対象として県民会議が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

３　補助額は、１補助団体につき１００，０００円以内とする。

４　補助対象経費は、謝金、旅費、庁費（消耗品費、図書費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、借料及び損料、雑役務費）とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助団体が、補助金の交付を受けようとするときは、青少年育成島根県民会議会長（以下「会長」という。）あての申請書（様式１）を、会長が別に定める日までに管内市町村民会議会長まで提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第５条　補助団体及び補助金の額は、補助団体からの申請に基づき、会長が決定する。

２　会長は、第１項に基づいて決定した補助団体に対し（様式２）により補助金の交付決定を行う。

（補助対象事業の変更等の承認）

第６条　補助団体は、次の各号に該当する場合には、会長の承認を受けなければならない。ただし、交付した補助金の額に影響を及ぼさない範囲で補助対象経費の配分を変更しようとするときにあって、それぞれの補助対象経費のうち、いずれか低い額の２０％以内の変更をする場合を除く。

（１）補助対象事業等に要する経費の配分を変更するとき。

（２）補助対象事業等の内容の変更をするとき。

（３）補助対象事業等を中止し、又は廃止するとき。

２　前項の承認を受けようとするときは、計画変更・中止承認申請書（様式３）を提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第７条　会長が必要と認めた場合には、交付金の全部又は一部について、交付決定額の範囲内において、概算払をすることができる。

２　補助団体は、概算払をもって交付金の全部又は一部の請求をしようとするときは、概算払請求書（様式４）を会長に提出する。

（実績報告）

第８条　補助団体は補助対象事業を平成２７年３月１０日までに完了することとし、完了した日から１ヶ月以内に、会長あて管内市町村民会議会長まで実績報告書（様式５）を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第９条　会長は、前条により実績の報告を受けた場合においては、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付する額を確定し、補助金交付額の確定書（様式６）により補助団体に通知する。

２　会長は、必要と認めたときは補助金の使途等について、検査することができる。

（交付決定の取消し等）

第１０条　会長は、補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（１）補助団体が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

（２）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続

する必要がなくなった場合

２　会長は、前項により交付の決定を取消し又は変更した場合において、補助対象事業の該当取消し又は変更に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第１１条　補助団体は、この事業の関係書類を、事業完了後５年間保管しなければならない。